



2022年8月10日

各 位

会 社 名 株式会社サンリオ  
代表者名 代表取締役社長 辻 朋邦  
(コード番号 8136 東京プライム市場)  
問合せ先 専務取締役 岸村 治良  
電 話 03 (3779) 8058

### タックスヘイブン課税訴訟に関する最高裁判所の決定（上告棄却及び上告不受理）について

当社は、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていない等と判断した東京国税局の更正処分等（2013年3月期から2016年3月期までの4事業年度）を不服として、東京地方裁判所に対して更正処分等の取消請求訴訟を提起したところ、2021年2月26日に当社の請求を棄却する第1審判決がなされました。

当社はこれを不服として、東京高等裁判所に控訴し争っておりましたが、2021年11月24日に当社の控訴を棄却する控訴審判決がなされました。その後、当社は2021年12月7日に最高裁判所に上告及び上告受理の申立てをしておりましたが、本年8月9日、最高裁判所より、上告棄却及び上告不受理の決定（本年8月8日付）を受領しましたので、お知らせいたします。

#### 1. これまでの経緯

2017年12月15日	東京国税局より更正通知の受領
2018年3月13日	東京国税局に対する再調査の請求
2018年6月11日	東京国税局より再調査の請求を棄却する旨の決定を受領
2018年7月9日	東京国税不服審判所に対する審査請求
2019年6月11日	当社による東京地方裁判所への更正処分等の取消請求訴訟の提起
2021年2月26日	東京地方裁判所による判決の言渡し
2021年3月11日	当社による東京高等裁判所への控訴
2021年11月24日	東京高等裁判所による判決の言渡し
2021年12月7日	当社による上告及び上告受理の申立て
2022年8月9日	最高裁判所による上告棄却及び上告不受理の決定（8月8日付）を受領

#### 2. 決定の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

#### 3. 業績への影響について

本件については、既に2018年3月期において「過年度法人税等」として費用処理しており、業績に与える影響はありません。

以上